

健康長寿ふくしま推進事業「ふくしま健民プロジェクト事業」 動画関連広報事業 公募型プロポーザル募集要領

1 委託の目的

この事業は、全国に誇れる健康長寿県を目指すために、職域や地域も巻き込みながら、県民一人ひとりが、健康づくりへの関心を高め、自発的に参加するきっかけとなるよう主に動画関連の媒体を広く活用した広報活動を実施するものである。

なお、本事業は、公募型プロポーザルにより委託業者を選定する。

2 委託業務名

健康長寿ふくしま推進事業「ふくしま健民プロジェクト事業」動画関連広報事業

3 委託期間

委託契約締結の日から平成31年3月31日（日）

4 予算額

9,500千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

※ 提案された企画内容をはじめ、本委託業務を実施するために必要となるすべての経費を含む。

5 業務内容

(1) 動画関連広報事業の企画立案、広報、運営管理等の一切に関する事。ただし、重要事項については、必ず健康増進課と協議すること。

ア ふくしま健民プロジェクト大使（以下、大使）に関する事

昨年度、大使に委嘱した鈴木尚広氏、箭内夢菜氏について、普及啓発用の動画をはじめとした各種広報物や各種健康イベントへの出演に係る連絡調整業務を行うこと。なお、各大使において、各種広報物か健康イベントのどちらかに最低一度は出演できるよう調整すること。

なお、現在までに日程等が確定しており、大使の参加を検討している健康各種イベントは以下のとおり。

・平成30年11月3日（土）、4日（日）

目指せ！健康長寿フェスティバル2018 in いわき（仮称）

於 いわき市文化センター、いわき駅周辺市街地、小名浜アクアマリンパーク他

・平成31年2月24日（日）

いきいき健康づくりフォーラム

於 白河文化交流館コミネス

イ テレビCMの放送に関する事

県で別途制作するCM用動画を以下のとおり放送すること。

(7) 放送期間

委託契約後から平成31年3月31日まで

(イ) 放送時間帯・回数

波及効果が高い時間帯とし、最低100回以上放送すること。

(ウ) 放送地域・放送局

福島県内全域とし、県内4放送局の全てで放送すること。

ウ SNS用動画等を利用したWeb広告に関すること

県で別途制作するSNS用動画等を利用し、各種SNS（You Tube, facebook, Twitter）をはじめとしたWeb広告を毎月最低30万回、2ヶ月以上配信すること。

エ 県内放送局でのパブリシティ広告に関すること

ふくしま健民アプリダウンロード促進や各種健康イベントの告知を目的としたパブリシティ広告を県内テレビ・ラジオ放送局で実施すること。なお、可能な限り、大使が出演できるよう調整すること。

オ 自由提案企画に関すること

上記の他に、本事業の目的やふくしま健民アプリダウンロード促進に寄与する企画等を実施すること。

カ 上記アからオの実施における管理・運営

(2) 実績報告書及びWeb広告検証報告書の作成

6 企画提案書

企画提案書については、最低限、以下の注意点をふまえること。なお、上記予算額や業務内容をふまえ、各事業者からの提案があれば、自由に記載して構わない。

(1) ふくしま健民プロジェクト大使に関すること

各大使に係る費用を記載すること。なお、費用算出にあたり、各大使におけるおおよその想定稼働日数もあわせて記載すること。

(2) テレビCMの放送に関すること

各放送局での放送回数と放送時間帯の予定を記載すること。

(3) SNS用動画等を利用したWeb広告に関すること

費用と毎月の配信回数がコンテンツ毎に分かるよう記載すること。なお、ふくしま健民アプリダウンロード促進に寄与するWeb広告について、他に提案があれば記載すること。

(4) 県内放送局でのパブリシティ広告に関すること

各放送局の出演番組や回数等の予定を記載すること。なお、番組選定の意図もあわせて記載すること。

(5) 自由提案企画に関すること

企画の意図やターゲットについて記載すること。また、例えば各種広報物や普及啓発グッズ等を製作する場合、簡単なデザイン案を添付するなど、企画の概要が分かる資料を添付すること。

(6) 作業工程、業務実施体制（担当者の氏名及び連絡先）

(7) 見積書（原本1部、コピー1部を添付すること）

(8) 企画提案者の概要及び県から受注した委託事業実績一覧（平成23年度以降）

7 企画提案書等の提出方法

(1) 提出書類

ア 企画提案書（1案とする）

イ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（1部）

(2) 様式

企画提案書の様式はA4版（縦横どちらでも可）とする。

(3) 提出部数

企画提案書の提出部数は7部とする。

※ 提出書類の作成に要する経費は全て提案者の負担とし、県はこれを負担しない。

なお、提出された書類等は返還しない。

8 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体等ではないこと。
- (5) 常に連絡調整できるように、体制を整えておけるものであること。
- (6) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

9 契約の締結について

(1) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様の内容は、今回提案した内容を基本とする。

(2) 契約金額の決定

契約金額は、(1)により確定した仕様に基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は委託費の上限額を超えないものとする。

(3) その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合または業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

10 本募集要領等の入手方法

本募集要領及び参加表明書等の様式については、福島県保健福祉部健康増進課のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、健康増進課から郵送等での配布は行わない。

11 参加申込及び企画提案書等の提出

(1) 参加申込

参加を希望する場合は、以下により提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット

イ 提出期限

平成30年6月20日（水）17時

ウ 提出方法

郵送、持参、電子メールまたはFAXによること。

エ その他

電子メールまたはFAXの送信後は、必ず電話で健康増進課担当（下記14）宛てに着信確認すること。

オ 辞退

参加表明書の提出後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を書面にて提出すること。

(2) 質問書の提出

ア 提出書類

質問書（様式第2号）

イ 提出期限

平成30年6月12日（火）17時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、電子メールまたはFAXによること。

エ その他

電子メールまたはFAXの送信後は、必ず電話で健康増進課担当（下記14）宛てに着信確認すること。

オ 回答方法

質問があった場合のみ、平成30年6月15日（金）17時までに、当ホームページに掲示する。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出書類等

7の（1）から（3）に記載したとおり

イ 提出期限

平成30年6月26日（火）17時まで

ウ 提出方法

郵送または持参（電子メール及びFAXによる提出は不可とする。）

12 審査結果の通知

(1) 結果通知

採用または不採用に関わらず、参加者全員に対し、書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申立て、質問等は一切認めない。

(2) その他

ア 企画提案時に提出された書類等については、企画案の採用または不採用に関わらず、返却しない。

イ 見積額は審査項目としていないが、審査の結果、上位2者が同点となった場合、その低価格者に決定する。

ウ 採用した企画提案内容を一部変更する場合がある。

13 主なスケジュール

平成30年6月12日（火）17時まで

質問書の提出期限

平成30年6月15日（金）17時まで

質問に対する回答

平成30年6月20日（水）17時まで

参加表明書の提出期限

平成30年6月26日（火）17時まで

企画提案書の提出期限

平成30年6月下旬～7月上旬

審査結果の通知及び契約締結

14 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県保健福祉部健康増進課（担当：根本・箭内）

電話 024-521-7236 F A X 024-521-2191

メール kenko-zukuri@pref.fukushima.lg.jp

15 不適格事項

本募集要領に定める手続き以外の方法により、参加者が関係者等に本企画プロポーザルに関する援助を直接または間接的に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- (3) 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 予算が超過しているもの。

16 その他

- (1) 採用した製作品等の権利は福島県に帰属する。
- (2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、県のホームページやポスター・パンフレット等への掲載等を行う場合がある。なお、県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、製作に当たっては、必要な許諾を得ること。
- (3) 企画提案に対する規模、効果等の数値的目標は設定しないが、プロポーザルで提案のあった規模を下回することは認めないので、実現可能な提案内容とすること。
- (4) 仮に、提案した事業の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、実施できなかった場合には業務実施不可能となるので、委託料が減額される場合がある。